



島根県報

平成29年9月8日（金）

第2,936号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 2

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地変更の届出 (雇 用 政 策 課) 3

【公 告】

平成29年島根県保育士試験（後期）の実施 (子 ども・子 育 て 支 援 課) 3

基本測量の実施 (技 術 管 理 課) 4

砂利採取業務主任者試験の実施 (河 川 課) 4

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 5

【特定調達公告】

島根県立中央病院における1.5テスラ磁気共鳴断層撮像システム調達及びメンテナンス業務に係る一般競争入札の実施 (病 院 局) 5

車両捜査支援システム回線利用料契約に係る随意契約の相手方等 (警 察 本 部) 8

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施 (警 察 本 部) 8

告 示**島根県告示第500号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ダイレックス松江店 島根県松江市東朝日町35

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ユニコン 代表取締役社長 小山 満 島根県松江市東朝日町29番地

(3) 変更しようとする事項**ア 駐輪場の位置**

(変更前) リユースショップ棟北側

(変更後) リユースショップ棟北側及びダイレックス棟西側

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 133平方メートル：ダイレックス棟南東側

(変更後) 160平方メートル：ダイレックス棟南東側及び西側

ウ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) ダイレックス棟内南側及び西側

(変更後) ダイレックス棟内南側

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) ダイレックス株式会社：午前10時から午後9時まで

株式会社エコー：午前10時から午後9時まで

(変更後) ダイレックス株式会社：午前9時から午後10時まで

株式会社エコー：午前10時から午後8時まで

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分から午後9時15分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前10時から午後9時まで

(変更後) 午前0時から午後12時まで（24時間）

(4) 変更の年月日

平成29年8月26日

2 届出年月日

平成29年8月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第501号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称 | 事業者の住所 | 事務所の所在地 | | 変更年月日 |
|----------|------------|-----------|-------------------------|-----------|
| | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 社会福祉法人桑友 | 松江市天神町93番地 | 松江市寺町89番地 | 松江市寺町198-61 寺町 プラザ2階 | 平成29年9月4日 |

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定により、平成29年島根県保育士試験（後期）を次のとおり実施するので、島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）第3条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第18条の9第1項の島根県指定試験機関である一般社団法人全国保育士養成協議会が行う。

平成29年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日程

(1) 筆記試験

平成29年10月21日（土）午前10時30分から午後4時30分まで

平成29年10月22日（日）午前10時から午後4時30分まで

(2) 実技試験

平成29年12月10日（日）

集合時刻等は、「筆記試験結果通知書」と併せて送付する「実技試験受験票」により通知する。

2 試験場所

(1) 筆記試験

島根県立大学浜田キャンパス（島根県浜田市野原町2433-2）

(2) 実技試験

松江テルサ（島根県松江市朝日町478-18）

3 試験に関する問合せ先

〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

電話 0120-4194-82 URL <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

4 合格発表等

合格者に対して、平成30年1月21日（日）までに保育士試験合格通知書を送付する。

なお、筆記試験については、平成29年12月3日（日）までに、受験者全員に筆記試験結果通知書を送付する。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（三角点改測）

2 作業期間

平成29年10月1日から同月31日まで

3 作業地域

隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知夫村、隠岐郡隠岐の島町

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成29年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成29年11月10日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ309-2

島根中央地域職業訓練センター 2階視聴覚教室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

(1) 受験願書（所定の様式）

- (2) 写真2枚(うち1枚は、受験票に貼り付けること。)(手札形(縦8センチメートル、横6センチメートル)とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)
- (3) 受験票(所定の様式)
- 5 受験手数料
7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。
- 6 受験願書等の請求先
島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各(土木)事業所又は島根県砂利協会
- 7 受験願書等の提出先
〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課
- 8 受験願書等の受付期間
平成29年9月25日(月)から同年10月10日(火)午後5時15分まで
なお、郵送の場合は、平成29年10月10日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 9 受験票の交付
受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。
- 10 合格発表
試験結果は、平成29年12月1日(金)に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>)に掲載する。
電話等による照会には、対応しない。
- 11 その他
詳細については、島根県土木部河川課管理グループ(電話0852-22-6783)に照会すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成29年9月8日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

- 1 入札の概要

(1) 調達案件

1.5テスラ磁気共鳴断層撮像システム調達及びメンテナンス業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 機器納入期限

平成30年3月31日

(4) メンテナンス業務期間

供用開始の日から5年間

(5) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」、中分類「(1) 医療機器」に登録された者であること。

(4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医療機器等の販売業及び修理業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した調達案件を十分に納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部業務課

電話0853-30-6430 F A X 0853-21-2975

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成29年9月8日から同年10月5日までの間（閉庁日を除く。）、(1)の場所において交付する（交付時間は、午前9時から午後5時までとする。）。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで電話連絡の上、F A X で申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 書類の提出

本件入札に参加する者は、入札説明書に掲げる書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

平成29年10月6日（金）午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送

ウ 提出場所

(1)の問合せ先

(5) 入札書の提出

入札参加資格を満たし、審査を通過した者は、次のとおり入札書を提出すること。

ア 提出期限

平成29年10月20日（金）午前10時まで

イ 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、10月19日（木）午後5時までに到着していること。

ウ 提出場所

平成29年10月19日（木）午後5時までは(1)の問合せ先とし、それ以降は(6)イの場所とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年10月20日（金）午前10時

イ 場所

島根県立中央病院 2階 会議室 2

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

調達については入札者が見積もった契約金額の100分の5以上、メンテナンス業務については入札者が見積もった契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

調達については契約金額の100分の10以上、メンテナンス業務については契約金額を契約に係る委託期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、本契約に係る補助金の交付決定が得られない場合は、契約を行わない場合がある。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the Products to be purchased : 1.5T Magnetic Resonance Imaging System including Repair and Maintenance, 1 set
- (2) Desired Date of Delivery : March 31 2018
- (3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan
- (4) Bid Tendering Date and Time : 10:00 A.M. October 20 2017 (Bids by Post must be received by 5:00 P.M. on October 19 2017)
- (5) Information regarding Tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan
Tel 0853-30-6430

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年9月8日

島根県警察本部長 立 崎 正 夫

1 件名及び数量

車両捜査支援システム回線利用料契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年8月4日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社 島根支店長 三浦 隆 島根県松江市東朝日町102番地

5 契約金額

156,468,000円（消費税及び地方消費税含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第93号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成29年9月8日

島根県公安委員会委員長 山口美紀

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

| 種別及び級 | 実 施 日 時 | | 定 員 |
|----------|---------|---------------------------|-------|
| 施設警備業務1級 | 学科試験 | 平成29年12月7日（木）午前9時から正午まで | 20人程度 |
| | 実技試験 | 平成30年1月25日（木）午前9時から午後5時まで | |
| 施設警備業務2級 | 学科試験 | 平成29年12月7日（木）午前9時から正午まで | 20人程度 |
| | 実技試験 | 平成30年1月11日（木）午前9時から午後5時まで | |

2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務1級検定

| 区 分 | 科 目 |
|------|--|
| 学科試験 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 実技試験 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |

(2) 施設警備業務2級検定

| 区 分 | 科 目 |
|------|--|
| 学科試験 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 実技試験 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |

4 受検資格

(1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を

受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成29年10月16日（月）から同月20日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受験票の交付

受験票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（生活安全刑事）課（係）に行うこと。